

社会教育機関等に関する事務の市長部局への移管について

1 趣旨

社会教育機関等に関する事務を教育委員会から市長部局に移管することについて次のとおり整理する。

2 背景

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

社会教育機関等に関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の職務権限とされているが、平成19年改正(※1)でスポーツ・文化、平成30年改正(※2)で文化財の保護、令和元年改正(※3)で図書館、博物館、公民館及びその他社会教育に関する教育機関が、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が管理及び執行をすることが可能となっている。

■本市の状況

人口減少局面に入り、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組み、「国際文化住宅都市」としての「まちの魅力」「まちの価値」を高める施策を推進して行く必要がある。

■芦屋市教育大綱

芦屋の歴史や芦屋の歴史や文化、市民の経験を次世代に継承するため、よりよい芦屋に向けて世代を超えた対話の機会を設けます。「市民が主役の芦屋づくり」を実現すべく、熟議を通じた探究・創造を実践する場・機会を創ります。

■第3期 芦屋市教育振興基本計画

生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組む。

3 移管に伴い期待できる全体効果

■地域の拠点として他の機関と連携できる体制が整い、社会教育の更なる振興へつながることが期待できる。

■社会教育を通じた「人づくり・つながりづくり」は、持続可能な「地域づくり」につながり、孤立しがちな人や、生きづらさを抱えた人々も含めた「共生社会」の実現を目指すことができる。

■教育領域のみではなく幅広い行政領域で行われる企業、大学、NPOや、地域の人材と連携協働することがより期待できる。

4 移管に伴い期待できる個別効果

■生涯学習、文化及び文化財関係

⇒国史跡である会下山遺跡などの文化財を適切に保護し、旧山呂家住宅の世界的価値の高まりを見据えつつ、山手地域や阪急芦屋川周辺の更なる価値の創出につながる「まちづくり」が期待できる。

広く市内の文化財を知ることにより、地域全体で文化財を守っていく機運が醸成される。

公民館では公民館講座等を通じて得た知識や成果等を地域に還元していく仕組みづくりを進めていくきっかけとなることができる。

市民センター、美術博物館、谷崎潤一郎記念館等の文化施設については、子どもたちを含め、より多くの利用者を獲得し、文化・芸術の魅力発信に活かせることが可能となる。

■図書館

⇒最も市民に身近で利用頻度の高い施設であり、生涯学習社会を支える存在であるため、今後様々な施策と連携することによって、市民の学習や文化の発展に寄与できる。

また今後、エリア内のまちづくりの拠点として活用することができる。

■スポーツ

⇒総合公園に加え、体育館・プール・テニスコート等のスポーツ施設と都市公園等の公共施設を一体的に活用し、施設周辺のまちの魅力を高めることができる。また、高齢者や障がいのある方の健康増進施策に厚みを持たせることが可能となる。

5 移管後の市長部局との関係

社会教育機関等を市長部局が所管することとなった場合でも社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、定期的に既存の各種協議会、審議会等、総合教育会議及び教育委員会の会議等を通じ、教育委員会と情報を密にし、連携していく。また、条例改正や予算要望等、重要な案件については教育委員会の意見を聴取する場を設ける。

6 移管する事務

生涯学習課	生涯学習の振興、芸術及び文化の推進、文化財保護の管理運営、文化財保護審議会、谷崎潤一郎記念館・美術博物館の管理及び運営 など
スポーツ推進課	規則等で定めている事務分掌の全て
市民センター・公民館	
図書館	

法改正の趣旨

- ※1：スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民ニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができる。
- ※2：過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。
- ※3：公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のため